**補助対象医療機関等（１０月以降）**

〇１０月以降本事業で申請を行うことができるのは外来対応医療機関確保事業のみです。

〇外来対応医療機関確保事業以外については補助対象範囲を見直したうえで、新しい補助制度として実施します。

　個人防護具に対する補助は個人防護具整備事業において実施します。

個人防護具以外に対する補助は設備整備事業（**下半期分**）において実施します。申請受付等事業実施のスケジュールがそれぞれ異なりますのでご注意ください。

「令和5年度新型コロナウイルス感染症対策個人防護具整備事業」の実施について

URL：https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/koubo/kozinbougogu.html

ページ番号：244581

「令和5年度新型コロナウイルス感染症対策設備整備事業（下半期分）」の実施について

URL：https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/koubo/setubiseibi\_r5\_10.html

ページ番号：244577

|  |  |
| --- | --- |
| 事業区分 | 対象医療機関 |
| 外来対応医療機関確保事業 | 令和５年３月10 日以降に新たに外来対応医療機関（令和５年５月７日以前は診療・検査医療機関）の対応を行い＊1、少なくとも令和５年度中は外来対応医療機関（本県においては、診療・検査医療機関）＊2の対応を行う保険医療機関 |

**＊1** **「令和５年３月10 日以降に新たに外来対応医療機関（令和５年５月７日以前は診療・検査医療機関）の対**

**応を行い」**

令和２年度～令和５年９月以前に設備整備事業等の申請を行っている場合、新たに対応を行うわけではな

いため、本事業の**申請対象外**です。

〇設備整備事業等

　　　・新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業

　　　・帰国者・接触者外来設備整備事業（今年度名称：外来対応医療機関設備整備事業含む）

　　　・感染症検査機関等設備整備事業

　　　・新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業

　　　・新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業

　　　　（設備整備）

・外来対応医療機関確保事業

**＊2** **「外来対応医療機関（本県においては、診療・検査医療機関）」**

**・**「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令和2年2月1日厚生労働省医政局地域医療

　　　計画課・健康局結核感染症課事務連絡）に基づき設置された帰国者・接触者外来

　　・「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和２年９月４日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）及び「「新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和５年９月１５日付け事務連絡）」に基づく外来対応医療機関（**本県においては、診療・検査医療機関**）